

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年7月2日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年7月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス西出水店

出水市西出水町1538番1 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

平成31年2月5日

3 意見の概要

- (1) 申請地は騒音規制法で定める特定工場等において発生する騒音規制に関する基準第2種区域及び特定建設作業（工事）に伴って発生する騒音規制に関する基準第1号区域である。近隣住民の生活に支障を与えないよう、これらの基準を遵守すること。
- (2) 駐車場出入口付近にフェンスや壁木等を設置する場合は、周囲の見通しが悪くならないよう配慮すること。
- (3) 開店当時及び売り出しの時期においては、交通量の増加による交通渋滞が予想されるので、駐車場の確保並びに交通整理員及び看板等による誘導を行うこと。
- (4) 機材等の搬入搬出をする際や工事の際には、市道及び法定外公共物の施設等を汚損しないこと。
- (5) 土砂、汚水、油等を水路に流出させないこと。
- (6) 万が一、上記に反するような事態が生じた場合、それぞれの施設管理者に報告し、指示を仰ぐこと。
- (7) 市道及び法定外公共物の工事を行う際は、必ず工事施行承認申請を行うこと。
- (8) 鹿児島県屋外広告物条例及び施行規則により、店舗所在地は第3種制限地域に該当するため、敷地内全ての広告物の合計面積が20㎡を超える場合は、許可申請を行うこと。
- (9) 建築物の延べ面積が500㎡を超える場合や、高さが4mを超える工作物を築造する場合は、事前に市と協議し、景観法第18条第2項及び出水市景観条例施行規則第8条に基づき行為着手の30日前までに届け出を行うこと。
- (10) 建設予定地の周辺については、児童・生徒の通学路となっている。特に登下校時の安全対策については、十分配慮すること。
- (11) 届出地は、農業振興地域の農用地区外となっており、大規模小売店舗の新設自体に問題はないと考えられる。しかし、夜間照明による当該周辺の農地（農作物）への影響を考慮すること。